

一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区） の運賃組替えについて

平成 28 年 12 月 20 日
物価問題に関する関係閣僚会議

一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区）の運賃組替えについては、人口の高齢化や訪日外国人の増加等に伴い、短距離でのタクシー利用の需要拡大が見込まれることから、こうした需要を取り込むため、国際的な水準よりも高い現行の初乗り運賃を引き下げ、加算運賃を見直す旨の申請があった。これについては、別紙のとおり運賃組替えを認めることとし、あわせて、下記の方針により対処するものとする。

※運賃組替え：初乗り運賃の引下げと加算運賃の見直しにより、全体の運送収入が増加しない運賃にすること

記

1. 政府は、運賃組替えを実施するに当たって、事業者及び同団体に対し次の事項について指導する。

- (1) 運賃組替え後の新運賃の導入に当たっては、十分な広報活動により、運賃体系について消費者への丁寧な周知を図ること。特に、一定の距離以上乗車した場合、運賃は現行運賃より高くなる可能性があることや、時間距離併用制運賃における加算時間が現行より短くなることについては、消費者に確実に理解されるよう周知徹底を図ること。
- (2) 短距離利用者に対して、運転手の接客マナーなどのサービス水準が低下することのないよう十分な社内教育の徹底を図ること。

2. 政府は、運賃組替え後3年以内に、事業者の運送収入の状況や運賃の妥当性、運賃組替えの手続等について、丁寧な事後検証を行う。
3. 政府は、事業者及び同団体と協力し、消費者の意見を反映させながら、高齢者・障害者や病院利用者等の必需性の高い利用者への対応、運賃の予測可能性を高める仕組みの導入等、タクシーの利便性向上に向けた取組の促進を図る。
4. 政府は、今後、事業者の経営環境や運転手の労働環境を監視するとともに、運賃制度について、消費者の利益の観点から更に検討を行う。

東京都特別区・武三地区タクシーの運賃組替えの概要

1. 運賃・料金

	現 行 運 賃			申 請 運 賃			改 定 運 賃		
	区分	初 乘	加 算	区分	初 乘	加 算	区分	初 乘	加 算
距離制	普通車	2.0km — 730円	280m — 90円	普通車	1.059km — 410円 ～ 1.317km — 490円	223m — 80円 ～ 280m — 90円	普通車	1.052km — 410円	237m — 80円
時間距離併用運賃	普通車	時速10km以下の走行時間について 1分45秒までごとに 90円		普通車	時速10km以下の走行時間について 1分25秒～1分45秒までごとに 80～90円		普通車	時速10km以下の走行時間について 1分30秒までごとに 80円	
時間制	普通車	初乗 1時間まで 4,650円 加算 30分までごとに 2,110円		普通車	同 左		普通車	同 左	
深夜・早朝割増		22時から5時まで 2割増			同 左			同 左	

2. 実 施 予 定 日

平成29年 1月30日

3. 前回改定実施年月日

平成26年 4月 1日（消費税引上げに伴う単純転嫁）

平成19年12月 3日（実質改定）